(公社)全国老人保健施設協会
2.3.27
第 2252 号
受付

日医発第 1265 号（介 209）
令和２年３月２６日

介護施設・事業所関係団体の長　殿

日本医師会会長
横　倉　義　武

医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の職員の施設外からの感染対策について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般取りまとめられた政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 3 月 19 日）では、高齢者や持病のある方に接する機会のある医療、介護、福祉関係者に対し、一層の感染対策として当分の間、発熱や感冒症状の確認ならびに感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応を求めております。また、春休み期間に感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、帰国して２週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、適切な対応を取ることを大学等に求めております。

これを踏まえ、本職、日本歯科医師会、日本薬剤師会及び日本看護協会の４会長連名により、別添の通り医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の職員に関する施設外からの感染対策についての文書を作成いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員へのご周知等ご高配賜りよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（事務局）日本医師会介護保険課
〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
TEL 03-3942-6491　FAX 03-3946-6295
E-mail kaigo@po.med.or.jp

令和２年３月２４日

医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の長　殿

公益社団法人日本医師会
会長　横倉　義武
公益社団法人日本歯科医師会
会長　堀　　憲郎
公益社団法人日本薬剤師会
会長　山本　信夫
公益社団法人日本看護協会
会長　福井トシ子

医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の職員の施設外からの感染対策について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 3 月 19 日）によれば、現在、日本国内の感染状況については引き続き持ちこたえているが、一部の地域では感染拡大が見られるとされております。

他方、同提言では、高齢者や持病のある方に接する機会のある医療、介護、福祉関係者に対し、一層の感染対策として当分の間、発熱や感冒症状の確認ならびに感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応を求めております。

また、間もなく新卒採用者の就業時期を迎えますが、春休み期間に感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、帰国して２週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、適切な対応を取ることを大学等に求めております。

今後患者数が増加した場合、医療提供施設や介護・障害者施設・事業所の従事者の感染リスクはますます高まります。それらの従事者が感染した場合、医療・介護・福祉の担い手が減るだけではなく、施設内感染対策のために外来、病棟やリハビリテーション等の機能を制

限することになり地域の医療･介護･福祉に大きな支障をきたすことになります。そのため、従事者には、全国から不特定多数の人々が集まるイベントへの参加や海外渡航など感染リスクが高い行動を最大限避け、施設・事業所内に感染を持ち込むことがないよう努めていただく必要があります。

つきましては、施設外からの感染を防ぎ、患者・要介護者・障害（児）者等を守り、地域の医療・介護・福祉体制を継続させるため、貴職におかれましては、貴施設従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、他の医療・介護・福祉従事者、事務職員等の全職員）に対し、下記の事項を徹底するようお願い申し上げます。また、出入りの業者への注意喚起を含め、より一層の施設内感染対策につきご高配賜りますようお願いいたします。

記

- 従事先の医療提供施設や介護・障害者施設・事業所は高齢者、障害（児）者や疾患を持つ方を受け入れる施設であり、各自高い責任感をもって施設内感染に注意しなければならないことを改めて啓発すること。
- 当分の間、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所で開催されるイベント等は、クラスター（集団）発生のリスクが高いため参加させないこと。
- 現在の新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後も、上記のようなイベント等に参加する際は各種感染症の発生動向に十分留意し、感染しないよう努める旨の指示をすること。また、発熱や上気道症状等の症状が発現した場合は、施設長・部門長に報告して指示を受けさせること。
- 新卒や中途採用者の就業開始にあたり、卒業旅行等、最近の海外渡航の有無を必ず確認し、該当する者については、渡航先の確認や（渡航先が感染症危険情報が高い国・地域か否かに関わらず）体調等について問い合わせ、必要に応じて自宅待機や検査を受けること等を指示すること。